

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
大原簿記法律&美容製菓専門学校 和歌山校	平成21年3月31日	米丘 健	〒640-8341 和歌山県和歌山市黒田88-1 (電話) 073-475-8010																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中川 和久	〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10 (電話) 03-3291-0151																							
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																						
衛生	衛生関係専門課程	美容学科	平成23年文部省 告示第166号	-																						
学科の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、簿記並びに税務に関する教育、法律及び行政並びにこれらのビジネスに関する教育、衛生関係に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。																									
認定年月日	平成27年2月17日																									
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																				
2年	1700時間	920時間	80時間	1000時間	0時間	0時間																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
80人	0人	0人	0人	3人	3人																					
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日			■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 優、良、可、不可の4種・定期試験																						
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:7月29日～8月16日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■春季:3月24日～4月4日 ■学年末:3月31日			所定の授業時間数以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達して卒業資格を得た者																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング、指導を行い、問題を1つずつ解決しながら、学習できる環境作りを行っている。			■課外活動の種類 全日本電卓競技大会 各種クラブ活動の大会参加 ■サークル活動: 無 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)																						
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) なし ■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 個別面接トレーニングなど ■卒業生数 : 0 人 ■就職希望者数 : 0 人 ■就職者数 : 0 人 ■就職率 : 0 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 0 % ■その他 : 0 % (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 特になし			資格・検定名	種	受験者数	合格者数																
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																							
中途退学の現状	■中途退学者 0名 ■中退率 0% 平成30年4月1日時点において、在学者0名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者0名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の原因 - ■中途退学・中退者支援のための取組 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如及び検定試験への受験意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためのカリキュラム(検定試験含む)の必要性を説明するガイダンスなどを定期的に実施する。 (3)その他 学校行事などの運営(運動会・球技大会。研修旅行など)																									
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																									
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/osaka/senmon																									

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」とは、就職希望者に占める就職者をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の子な就業先である美容室等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②美容分野における学修の中心となる美容の知識、サロン実習、その他ビジネススキル等の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長・副校長・教務次長・教務課長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目・内容・手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
和歌 哲也	和歌山商工会議所	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
川村 護	日本健康運動指導士会和歌山県支部	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
高橋 昌也	和歌山ホテル協議会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
江口 美貴	一般社団法人全日本プライダル協会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
杉岡 やす子	一般社団法人日本エステティック協会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
竹内 央	近畿税理士会和歌山支部	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
名倉 健三	日本公認会計士協会近畿会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
及川 成昭	和歌山県行政書士会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
花野 実	和歌山県洋菓子協会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
森永 祐一郎	日本学芸振興會	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	①
水口 錠二	一般財団法人日本医療報酬調査会	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
土井 淳宏	和歌山県民間保育園連盟	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
森 眞奈美	SPC関西理美容事業協同組合和歌山支部	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
豊田 充崇	国立大学法人和歌山大学	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	②
湯川 真司	青山商事株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
梅原 哲朗	株式会社サップス	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
藤田 武	ホテルアバローム紀の国	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
松本 崇範	ホテルアバローム紀の国	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
小坂 千寿	株式会社 アスクビューティー	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
楠本 涼太	税理士法人くらしあす	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
杉本 篤史	杉本公認会計士事務所	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
辻 昭憲	A&T司法書士事務所	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
桂 卓哉	菓子工房 かつら堂	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
田中 賢吉	和歌山ゼロックス株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
川嶋 裕一	株式会社ディープラス	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	③
藤田 裕之	海南医療センター	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
井尻 康紀	和歌山市立芦原幼稚園	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
阪本 成生	株式会社 仁インターナショナル	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
米丘 健	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 校長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
仁科 幸久	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 副校長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
太田 史巳充	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 次長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
山田 剛隆	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 課長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
栗山 洋平	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
縣内 直也	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
大窪 直人	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
橋本 政浩	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
中岡 徳子	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	
大谷 由紀	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	

森陰 秀明	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)
森岡 宏之	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)
阪本 和昭	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)
松本 健二	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)
栗山 佳奈	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 平成30年度(7月、11月)、平成31年度及び令和元年度(7月、11月)

第1回:「前年度の教育成果の振り返りと今後の取り組み」

第2回:「今年度の取り組みに関する報告・課題整理、次年度以降の教育内容に関する見直し」

(開催日時(実績))

第1回 平成30年7月18日 13:55～14:35、16:20～17:00

第2回 平成30年11月14日 16:20～17:00

第1回 令和元年7月18日 16:20～17:20

(開催日時(計画))

第2回 令和元年11月13日 16:20～17:20

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

現場とのギャップを埋めるカリキュラムの導入について検討を進めたい。以下内容

- ・卒業後スムーズに現場に落とし込むために、学校と現場が密に連携を取り、教育に当たるべきである。
 - ・社会常識力について今後も教育が必要である。
 - ・就職希望先についての教育センターの指針を基に優良サロンを見極める目を養う指導を行う。
 - ・年齢の高い方への美容や、年齢差のある方への接客についてのカリキュラムを導入してはどうか。
 - ・美容師国家資格の重みや意義を理解させる。
- 導入を前提に検討するとともに、普段の授業からこの点を意識し学生への指導を進めていきたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 学校又は学校住居地近郊サロンにおいて、実習及び見学の実績のあるサロン、または、実習受け入れの実績があるサロンを選定している。
- ② 企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実践する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

職業実践演習(中級・上級)の授業運営に関して企業等と協定書を締結、打合せを行い、下記の4点について講義内容の質向上のために連携している。

- ① 実習授業内容構築へのサポート
- ② 当該実習授業における評価ポイントの確認
- ③ 授業方法に関する教員への指導
- ④ 学生の学修習熟状況の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な1科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	サロンの業務内容を理解することを目的として、サロンにおいて、担当職員の指導の下、実習を行う。サロンの基本的機能の理解、サロン内におけるスタイリスト、アシスタントの役割、具体的業務の理解、接客対応方法の実践を学ぶ。	株式会社 仁インターナショナル

<p>3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係</p> <p>(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。 「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、郊外において、学園が企画する研修は下記のとおり。 ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修 ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施 ③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発</p>							
<p>(2) 研修等の実績</p> <p>①専攻分野における実務に関する研修等 研修名「トレンドパーマ講習」(連携企業等:美容室ES) 期間:平成30年8月6日(月) 対象:美容学科教員 内容:昨年まで流行であった「くせ毛風」、「毛先巻き」、「ゆる巻き」といったニュアンスヘアは減少傾向である。本年度トレンドを授業導入する為、「しっかりパーマ」のデザイン確認。細かめのウェーブをつけたスタイルをマスターする為講義を受け、モデルにてベースカット・毛量調整・ワインディングの構成についてレクチャーを受ける。またウェーブをより効果的にスタイリングが出来るように、スタイリング方法までを実践形式で受講</p> <p>②指導力の修得・向上のための研修等 研修名「学生に対するマナー指導力向上研修」(連携企業等:株式会社アクトプランニング) 期間:平成30年8月1日(水) 対象:和歌山校教員 内容:学生のモチベーション向上、受容懸念と承認欲求、企業におけるマナーの重要性等</p> <p>研修名「教育現場でのカウンセリング」(連携企業等:和歌山県教育カウンセラー協会) 期間:平成30年10月27日(土) 対象:和歌山校教員 内容:教育現場でのカウンセリングについての知識向上</p>							
<p>(3) 研修等の計画</p> <p>①専攻分野における実務に関する研修等 研修名「未定」(連携企業等:未定) 期間:未定 対象:美容学科教員 内容:未定</p> <p>②指導力の修得・向上のための研修等 研修名「教育現場での集団づくりについて」(連携企業等:和歌山県教育カウンセラー協会) 期間:令和2年2月頃 対象:和歌山校教員 内容:教育現場で集団づくりについての知識向上</p>							
<p>4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係</p> <p>(1) 学校関係者評価の基本方針 当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行い、有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。</p>							
<p>(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドラインの評価項目</th> <th>学校が設定する評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 教育理念・目標</td> <td>①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校運営</td> <td>①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。</td> </tr> </tbody> </table>		ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目	(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。	(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目						
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。						
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。						

(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導體制はあるか。
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生の社会適応能力についての意見を頂戴し、単なる資格取得のみならず、実務を意識した教育を行い、座学と実学の両方を修得するための指導を取り入れる。また、全員参加の学校行事、クラブ活動やボランティア活動などの社会貢献活動を通じてコミュニケーション力の向上に向け改善を行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
湯川 真司	青山商事株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
梅原 哲朗	株式会社サップス	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
藤田 武	ホテルアバローム紀の国	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
松本 崇範	ホテルアバローム紀の国	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
小坂 千寿	株式会社 アスクビューティー	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
楠本 涼太	税理士法人くらしあす	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
杉本 篤史	杉本公認会計士事務所	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
辻 昭憲	A&T司法書士事務所	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
桂 卓哉	菓子工房 かつら堂	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
田中 賢吉	和歌山ゼロックス株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
川嶋 裕一	株式会社ディープラス	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	企業等委
藤田 裕之	海南医療センター	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
井尻 康紀	和歌山市立芦原幼稚園	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
阪本 成生	株式会社 仁インターナショナル	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委
米丘 健	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 校長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	事務局
仁科 幸久	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 副校長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	事務局
太田 史巳充	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 次長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	事務局
山田 剛隆	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校 課長	平成31年4月1日～令和2年3月31日(1年)	事務局

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和元年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③ 情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3) 教職員	各学科の担当教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生の募集
(11) その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/>

授業科目等の概要

(衛生関係専門課程美容学科)														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容師法を中心に、美容の業務に関係の深い法令の内容を勉強し、公衆衛生を担う美容師の社会的責任を学ぶ。	1② ③	30	○			○			○	
○			衛生管理	公衆衛生全般について勉強し、美容師として注意を払わねばならない感染症、環境衛生を学ぶ。また、美容の業務に必要な消毒の意義、目的および実際の消毒方法を学ぶ。	1② ③ 2① ②	90	○			○			○	
○			美容保健	人体の構造、機能について学び、皮膚、毛髪などを科学的に学習する	1通 2① ②	120	○			○			○	
○			美容の物理・化学	美容の施術の際に使用する器具や香粧品を正しく取り扱うために必要な物理、化学を学ぶ。	1② ③ 2① ②	90	○			○			○	
○			美容文化論	美容の施術に必要な美的感覚と表現力を養うとともに歴史を勉強し、ヘアデザインに役立たせるよう学習する。	1通 2① ②	90	○	△		○			○	
○			美容技術理論	美容に用いられる器具や機械の種類、目的を理解し、その正しい取扱方法を学び美容の基礎的技術理論を実際に即して身につける。	1通 2① ②	120	○	△		○			○	
○			美容運営管理	美容業にもとめられる接客法や消費者への対応方法を身につけるとともに、経営管理の基本を学び美容業における運営上の管理手法を実践する。	1② ③ 2①	60	○			○			○	
○			美容実習	美容技術理論の内容に即して、美容師としての基本的技術を身につけるとともに、養成施設内あるいは美容所において実践実習を行い総合的技術を学ぶ。	1・2 通	810	△		○	○			○	○
	○		ビジネス基礎・マナー接遇	基本的なビジネスマナーおよび接客対応のスキルを身につけることを目的とする。社会人として最低限身に付けていなければならない立ち振舞い、電話対応、接客、接遇などの基本ルールを学ぶ。	1通 2① ②	190	○	△					○	
	○		IT	PC操作の基本 エクセル・ワードの基本操作を身につけることを目的とする。校内のPCを利用し、基本操作方法のレクチャーおよび実践的なトレーニングを実施する。	1③ 2①	60	△	○		○			○	

○	色彩	色彩検定3級程度の知識を身に付けることを目標とする。色彩の知識はもちろん、商品やデザインへの応用方法なども学ぶ。	1① ③	50	○	○	○						
○	シャンプー	サイドシャンプー、バックシャンプー、ヘッドスパの基礎技術の習得を目標とする。また同時に、セット面からシャンプー台への誘導などの接客スキルも身に付ける。	1通 2① ②	90	△	○	○						
○	ヘアカラー	染毛のメカニズム、色の基本、薬剤の選定から塗布などの知識およびスキルを身に付ける。	1② ③ 2① ②	60	△	○	○						
○	美容総合技術	ブロー、メイクなどの美容技術を身に付け、現場のニーズに応えられる技術者を目指す。	1通 2① ②	120	△	○	○	○					
○	美容応用技術	知識の総復習を行い、国家試験対策につなげることを目的とする。	2② ③	30	○							○	
合計			15科目		2,010 単位時間(単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(試験) 1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によってはその他の方法で査定することができる。 2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。 3. 追試験および再試験は、本校において必要と認めたとときに限り、これを行う。 (学業成績) 学業成績の判定は優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は60点以上、可は50点以上、不可は49点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 (卒業) 本校に在学し、下記に定める授業時数以上履修し、かつ、その該当する所定の授業科目について各学年末における試験に合格して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。 (1) 美容学科2年制は1,700時間	1 学年の学期区分	3期	
	1 学期の授業期間	15週	

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。